

# 令和4年度 第1回川口市同和対策審議会

日時：令和5年2月14日(火)

午後3時

会場：川口市役所 第一本庁舎

6階 601会議室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 総務部長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事

(1)川口市同和行政基本方針の見直しについて

(2)川口市同和行政・同和教育に関する実施計画の見直しについて

(3)国等の同和対策の主な動向について

(4)川口市の同和対策啓発事業の現状について

- 8 人権・同和問題研修
- 9 閉 会

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正(案)
<p>はじめに</p> <p>同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)が平成14年3月31日で失効し、33年間続いた国の特別対策が終了した。この特別対策の期間中には、国及び地方公共団体において環境改善をはじめとした様々な施策が実施され、相当程度の成果をあげた。</p> <p>そして、国は法失効にともない、「今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、所要の施策が講じられる」こととしている。すなわち、これまでの特別対策による取り組みから、一般対策を活用して同和問題解決のための行政施策に取り組むということである。このような状況の中で、これまでの同和行政の経緯及び現状と課題、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月)の趣旨並びに人権擁護推進審議会答申を踏まえ、わが国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして、本市においては平成15年3月に「川口市同和行政基本方針」を定め広域的な人権教育・人権啓発に関する事業を進めてきた。</p> <p>しかしながら、本基本方針を策定してから10年が経過し、これまでの方策にも変化が見られた。また、平成23年10月11日に川口市、鳩ヶ谷市の2市が合併し、新「川口市」が誕生したことを契機に、これまで両市が積極的に推進してきた人権尊重に関する取り組みについての成果を踏まえ、新「川口市」として、同和問題の早期解決に向け、全庁的な体制による取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、平成24年5月に基本方針の見直しを行った。</p> <p>その後、国は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、その解消のため、平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定した。この法律は恒久法であり、国及び地方公共団体が取り組む同和行政の法的根拠のひとつとなるものである。よって、法律の制定を受け、基本方針の一部見直しを行う。</p>	<p>はじめに</p> <p>同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)が平成14年3月31日で失効し、33年間続いた国の特別対策が終了した。この特別対策の期間中には、国及び地方公共団体において環境改善をはじめとした様々な施策が実施され、相当程度の成果をあげた。</p> <p>そして、国は法失効にともない、「今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、所要の施策が講じられる」こととしている。すなわち、これまでの特別対策による取り組みから、一般対策を活用して同和問題解決のための行政施策に取り組むということである。このような状況の中で、これまでの同和行政の経緯及び現状と課題、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月)の趣旨並びに人権擁護推進審議会答申を踏まえ、わが国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして、本市においては平成15年3月に「川口市同和行政基本方針」を定め広域的な人権教育・人権啓発に関する事業を進めてきた。</p> <p>しかしながら、本基本方針策定10年後の平成23年に川口市と鳩ヶ谷市が合併し、それまでの方策にも変化が見られたことから、平成24年5月に基本方針の見直しを行った。</p> <p>その後、国は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとしてその差別解消のため、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定した。この法律は、国及び地方公共団体が取り組む同和行政の法的根拠のひとつとなるものである。この法律の制定を受け、平成30年4月に基本方針の一部見直しを行った。現在、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行から6年が経過し、令和4年7月に埼玉県が「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定したこと及び5年を経過し見直し年次を迎えたことによって、基本方針の一部見直しを行う。</p>

改正前	改正(案)
	<p><del>策定してから10年が経過し、これまでの方策にも変化が見られた。また、平成23年10月11日に川口市、鳩ヶ谷市の2市が合併し、新「川口市」が誕生したことを契機に、これまで両市が積極的に推進してきた人権尊重に関する取り組みについての成果を踏まえ、新「川口市」として、同和問題の早期解決に向け、全庁的な体制による取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、平成24年5月に基本方針の見直しを行った。</del></p> <p><del>その後、国は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、その解消のため、平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定した。この法律は恒久法であり、国及び地方公共団体が取り組む同和行政の法的根拠のひとつとなるものである。よって、法律の制定を受け、</del></p>

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正(案)
<p>第1 同和行政の経過と現状</p> <p>わが国固有の人権問題である同和問題について、昭和35年、総理府に同和対策審議会が設置され、翌年、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた。同審議会は昭和40年に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的認識を柱にした答申をし、これがその後の同和行政の基本となったのである。</p> <p>国はこの「答申」を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和問題解決のための施策を本格的に開始した。以来、昭和57年から「地域改善対策特別措置法」、昭和62年から平成14年3月31日までの「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」と3つの特別措置法を制定し、総合的な施策を実施した。これらの施策によって住環境の整備や教育の格差是正など同和地区の改善が急速に進展した。</p> <p>特別措置法制定から24年経った平成5年、国は四半世紀に及ぶ特別対策の効果測定し、同和地区の実態や国民の意識等を把握するための同和地区実態把握等の調査を実施した。この調査結果を踏まえて、地域改善対策協議会が今後の同和行政の基本的な方向について協議を行った結果、同協議会は平成8年に「特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、一般対策に工夫を加えつつ対応する」との意見をまとめた。この意見具申を踏まえて、平成9年に5年間の経過措置を講じる法改正を行い、所要の施策を実施したが、平成14年3月31日で同法は失効し、ここに33年間続いた特別措置法に基づく国の同和対策が終了した。そして、今後その後の同和対策は、特別対策から一般対策に移行して講じられることとなった。</p>	<p>第1 同和行政の経過と現状</p> <p>わが国固有の人権問題である同和問題について、昭和35年、総理府に同和対策審議会が設置され、翌年、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた。同審議会は昭和40年に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的認識を柱にした答申をし、これがその後の同和行政の基本となったのである。</p> <p>国はこの「答申」を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和問題解決のための施策を本格的に開始した。以来、昭和57年から「地域改善対策特別措置法」、昭和62年から平成14年3月31日までの「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」と3つの特別措置法を制定し、総合的な施策を実施した。これらの施策によって住環境の整備や教育の格差是正など同和地区の改善が急速に進展した。</p> <p>特別措置法制定から24年経った平成5年、国は四半世紀に及ぶ特別対策の効果測定し、同和地区の実態や国民の意識等を把握するための同和地区実態把握等の調査を実施した。この調査結果を踏まえて、地域改善対策協議会が今後の同和行政の基本的な方向について協議を行った結果、同協議会は平成8年に「特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、一般対策に工夫を加えつつ対応する」との意見をまとめた。この意見具申を踏まえて、平成9年に5年間の経過措置を講じる法改正を行い、所要の施策を実施したが、平成14年3月31日で同法は失効し、ここに33年間続いた特別措置法に基づく国の同和対策が終了した。そして、今後その後の同和対策は、特別対策から一般対策に移行して講じられることとなった。</p>

改正前	改正後
<p>また、本市では、昭和54年8月22日に川口市同和対策審議会を設置し、同和問題に関する様々な意見や解決策の提示を受けた。これに基づき、市の施策の基本計画の基本理念に「人間性の尊重」を掲げ、人権の尊重を施策の柱として同和問題の解決をめざし、職員はもとより市民に対してあらゆる機会を通して教育・啓発活動を展開してきたところである。さらに平成9年には「川口市同和対策事業計画」（5カ年計画）を策定するとともに、これと並行して、平成12年に「人権教育のための国連10年川口市行動計画」を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等の人権教育・啓発に取り組んできた。</p> <p>こうした中、平成11年7月、国の人権擁護推進審議会から、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申がされた。これを受け平成12年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が定められている。本市では先に述べた同和対策審議会答申の基本的認識並びに平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」などに基づき、引き続き同和問題に関する啓発活動・教育活動を継続し積極的に取り組んでいる。</p> <p>なお、行政組織規則に基づき総務課同和対策係を設置し、同和対策を所管するとともに、より広範な人権施策を推進すべく平成14年4月に自治振興課内に「人権相談担当」窓口を設置したところである。この「人権相談担当」については、さらに人権施策の充実と総合調整機能の強化を図るため、平成15年4月1日付けで行政組織規則に定めている。</p> <p>その後、組織改正により平成20年4月から市民相談室が新設され、同室内に「人権相談担当」が設置されている。</p>	<p>また、本市では、昭和54年8月22日に川口市同和対策審議会を設置し、同和問題に関する様々な意見や解決策の提示を受けた。これに基づき、市の施策の基本計画の基本理念に「人間性の尊重」を掲げ、人権の尊重を施策の柱として同和問題の解決をめざし、職員はもとより市民に対してあらゆる機会を通して教育・啓発活動を展開してきたところである。さらに平成9年には「川口市同和対策事業計画」（5カ年計画）を策定するとともに、これと並行して、平成12年に「人権教育のための国連10年川口市行動計画」を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等の人権教育・啓発に取り組んできた。</p> <p>こうした中、平成11年7月、国の人権擁護推進審議会から、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申がされた。これを受け平成12年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が定められている。本市では先に述べた同和対策審議会答申の基本的認識並びに平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」などに基づき、引き続き同和問題に関する啓発活動・教育活動を継続し積極的に取り組んでいる。</p> <p>なお、行政組織規則に基づき総務課同和対策係を設置し、同和対策を所管するとともに、より広範な人権施策を推進すべく平成14年4月に自治振興課内に「人権相談担当」窓口を設置したところである。この「人権相談担当」については、さらに人権施策の充実と総合調整機能の強化を図るため、平成15年4月1日付けで行政組織規則に定められた後、平成20年4月の組織改正により市民相談室が新設され、同室内に「人権相談担当」が設置されている。</p> <p>その後、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布施行され、令和4年7月に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されたことに基づき、部落差別の早期解消に向けた施策を実施している。</p>

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正(案)
<p>第2 同和対策の成果と課題</p> <p>特別対策の下で過去33年の期間にわたって実施してきた成果を踏まえながら、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の目的を遵守し、引き続き市民や職員を対象とした講演会・研修会の開催とともに、啓発映画・ビデオ・DVDソフトを揃えて活用を図るほか、人権週間における講演会の開催、啓発用品の配布や、広報紙への啓発記事の掲載などの啓発活動を実施してきたことにより、差別意識については相当程度改善の方向にむかっているものと思われる。</p> <p>しかし、残念ながら現在においても同和地区住民に対する差別意識は、結婚問題や就職問題を中心に根深く存在するとともに、最近インターネットを悪用した差別落書きのような悪質かつ陰湿な差別事象が発生している。また、平成17年から平成19年にかけて、行政書士による身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得事件も相次いで確認されている。</p> <p>一方、平成22年7月に埼玉県内8郡の各市町村教育委員会が実施した埼玉県内「中学生・高校生人権意識アンケート調査」や埼玉県が平成22年11月に実施した「人権に関する意識調査報告書」からも、同和問題への無関心や認識不足といった課題が残されていることが明らかになった。</p> <p>「中学生・高校生人権意識アンケート」では、同和問題（部落差別）について知っていますかの問に対して、中学生は、1割強、高校生では、3割強の割合で知らないと答えている。また、知っているとした生徒に対し、同和問題の起源や差別の解消の取り組みなどについて回答を求めた結果についても、中学生については約1割、高校生については約3割の生徒が誤った認識を持っているという結果となっている。</p> <p>また、埼玉県が行った「人権に関する意識調査報告書」では、同和問題を知らないとした人は、無回答も含め2割を超えている。知っているとした人を対象に、自分の子どもの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった時、あなたはどのような問に対し、わからないと回答した人も含め半数近くが、何らかのこだわりや偏見を持っているという結果となった。同和問題の解決に対する回答については、6割強の人たちが、差別解消へ取り組む意識について消極的であることが数値として表れている。</p>	<p>第2 同和対策の成果と課題</p> <p>特別対策の下で過去33年の期間にわたって実施してきた成果を踏まえながら、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の目的を遵守し、引き続き市民や職員を対象とした講演会・研修会の開催とともに、啓発映画・ビデオ・DVDソフトを揃えて活用を図るほか、人権週間における講演会の開催、啓発用品の配布や、広報紙への啓発記事の掲載などの啓発活動を実施してきたことにより、差別意識については相当程度改善の方向にむかっているものと思われる。</p> <p>しかし、残念ながら現在においても同和地区住民に対する差別意識は、結婚問題や就職問題を中心に根深く存在するとともに、最近インターネット上に悪用した差別書き込みをするなど落書きのような悪質かつ陰湿な差別事象が発生している。また、平成17年から平成19年にかけて、行政書士による身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得事件も相次いで確認されている。</p> <p><del>一方、平成22年7月に埼玉県内8郡の各市町村教育委員会が実施した埼玉県内「中学生・高校生人権意識アンケート調査」や埼玉県が平成22年11月に実施した「人権に関する意識調査報告書」からも、同和問題への無関心や認識不足といった課題が残されていることが明らかになった。</del></p> <p><del>「中学生・高校生人権意識アンケート」では、同和問題（部落差別）について知っていますかの問に対して、中学生は、1割強、高校生では、3割強の割合で知らないと答えている。また、知っているとした生徒に対し、同和問題の起源や差別の解消の取り組みなどについて回答を求めた結果についても、中学生については約1割、高校生については約3割の生徒が誤った認識を持っているという結果となっている。</del></p> <p>一方また、埼玉県が令和2年度に行った「人権に関する意識調査報告書」では、同和問題を知らないとした人は、約15%で前回調査（平成22年度）と比べて、約8ポイント減少した。無回答も含め2割を超えている。知っているとした人を対象に、自分の子どもの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった時、あなたはどのような問に対し、<del>前回調査では</del>わからないと回答した人も含め半数近くが、何らかのこだわりや偏見を持っているという結果であったが、<del>前回調査より</del>6ポイント減少して、やや同和問題への理解が進んだと見られるので、今後も、より一層の理解が進むよう取り組んで行く必要がある。となった。</p>

改正前	改正(案)
	<p><del>同和問題の解決に対する回答については、6割強の人たちが、差別解消へ取り組む意識について消極的であることが数値として表れている。</del></p> <p>また、県内7郡の各市町教育委員会が平成元年に実施した埼玉県内の教員を対象とした意識調査では、「過去5年間で、同和問題の授業にどれだけ取り組んだか」との問いに、40.4%の教員が取り組んでいないと回答しており、特に若い教員が取り組んでいない傾向が見られる。さらに、「同和問題に関心がある」と回答した教員の割合も20代は60代の約半分との結果が出ており、若い教員にとって同和問題が身近な問題と認識されていない現状が見て取れる。同和問題を初めて出会うきっかけが学校教育の場であることから、今後も、同和問題への理解が一層進むよう教職員の研修等に取り組んでいく必要がある。</p>

(1) 同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>さらに、平成27年1月に北足立郡市町同和対策推進協議会が実施した「人権意識調査」では、人権問題の中で同和問題に関心があると回答した人は1割にも満たず、関心の低さがあらためて明らかになった。また、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区を避けるかに対する回答では、2割半ばの人たちが避けると答えており、心理的な差別意識が根強く存在していることが課題として表れている。</p> <p>これまで埼玉県内で行われてきた同和教育及び啓発の結果が、このような数値として表れたことを真摯に受け止め、本市もこれからの課題として施策の展開を図っていかなければならない。</p> <p>人権問題の解決は、市民一人ひとりが差別を自分自身の問題としてとらえ、差別の現実に学ぶ中で同和問題の認識と理解を深めることが大切である。そのための教育・啓発事業が果たす役割は極めて大きいものとする。</p>	<p>さらに、令和元年<del>平成27年10月1日</del>に北足立郡市町同和対策推進協議会が実施した「人権意識調査」では、人権問題の中で同和問題に関心があると回答した人は1割にも満たず、<del>前回調査(平成27年)と同様の結果となった年</del>関心の低さがあらためて明らかになった。また、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区を避けるかに対する回答では、<del>約3割2割半ば</del>の人たちが避けると答えており、心理的な差別意識が根強く存在していることが課題として表れている。</p> <p>これまで埼玉県内で行われてきた同和教育及び啓発の結果が、このような数値として表れたことを真摯に受け止め、本市もこれからの課題として施策の展開を図っていかなければならない。</p> <p>人権問題の解決は、市民一人ひとりが差別を自分自身の問題としてとらえ、差別の現実に学ぶ中で同和問題の認識と理解を深めることが大切である。そのための教育・啓発事業が果たす役割は極めて大きいものとする。</p>



改正前	改正(案)
<p>第3 同和行政の基本的方向</p> <p>特別対策はおおむねその目的を達成できたと考えられる。このため、特別対策としての同和対策事業は終了し、一般対策に移行した。しかし、特別対策を終了し、一般対策に移行するというのが、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了を意味するものではないことはいうまでもない。特別対策の中で実践してきた教育・啓発事業を一般対策の中で工夫を加えて継続・発展させるべきである。</p> <p>そこで、これまでの成果を踏まえ、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ差別意識の解消等なお残された課題の解決に努めるものとする。そして、残された課題の解決に当たっては、一般対策移行後の基本的方向性を明確にする必要があると考える。</p> <p>よって、本市では今後も、以下の基本的方向に沿って、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、各種の一般施策を活用しながら同和問題の一日も早い解決をめざすこととする。</p> <p>1 人権行政の重要課題としての同和行政</p> <p>同和行政は、特別対策を終了し一般対策に移行したが、今後も同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和対策を人権施策の重要な柱として位置づけて取り組む。人権施策の重要な柱として取り組むということは、同和対策を他の施策に置き換えたり、埋没させることを意味するものではない。同和問題を正しく理解するための同和教育や啓発活動など、同和問題解決のために必要な施策は、同和行政独自の施策として引き続き取り組んでいくこととする。</p> <p>そのためには、同和対策を人権施策のひとつとして再構築することが重要な鍵となることから、本市では、人権行政の整備を図り、総合的・体系的な人権施策の一環として同和対策を推進するため、平成17年6月川口市人権教育及び人権啓発推進本部を設置した。</p>	<p>第3 同和行政の基本的方向</p> <p>特別対策はおおむねその目的を達成できたと考えられる。このため、特別対策としての同和対策事業は終了し、一般対策に移行した。しかし、特別対策を終了し、一般対策に移行する<del>と</del>いうことが、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了を意味するものではないことはいうまでもない。特別対策の中で実践してきた教育・啓発事業を一般対策の中で工夫を加えて継続・発展させるべきである。</p> <p>そこで、これまでの成果を踏まえ、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ差別意識の解消等、<del>今</del>なお残された課題の解決に努めるものとする。そして、残された課題の解決に当たっては、一般対策移行後の基本的方向性を明確にする必要があると考える。</p> <p>よって、本市では今後も、以下の基本的方向に沿って、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、各種の一般施策を活用しながら同和問題の一日も早い解決をめざすこととする。</p> <p>1 人権行政の重要課題としての同和行政</p> <p>同和行政は、特別対策を終了し一般対策に移行したが、今後も同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和対策を人権施策の重要な柱として位置づけて取り組む。人権施策の重要な柱として取り組むということは、同和対策を他の施策に置き換えたり、埋没させることを意味するものではない。同和問題を正しく理解するための同和教育や啓発活動など、同和問題解決のために必要な施策は、<del>は、</del> <b>について</b>同和行政独自の施策として引き続き取り組んでいくこととする。</p> <p>そのためには、同和対策を人権施策のひとつとして再構築することが重要な鍵となることから、本市では、人権行政の整備を図り、総合的・体系的な人権施策の一環として同和対策を推進するため、平成17年6月川口市人権教育及び人権啓発推進本部を設置した。</p>

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正(案)
<p data-bbox="192 177 860 209">2 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="183 248 1039 379">同和問題解決にとって残されたもっとも大きな課題は、差別意識が未だなくなっていないことである。こうした心理的差別をなくすため、今後の同和対策は、差別意識の解消に向けた教育・啓発に取り組むものとする。</p> <p data-bbox="183 384 1039 579">「第2 同和対策の成果と課題」で述べたとおり、埼玉県や北足立郡市町同和対策推進協議会が行った意識調査の結果により、同和問題に対する無関心や認識不足といったことが明らかになった。そのために今後の同和対策は、特に人権侵害の現実に学ぶことで差別意識の解消をめざした教育・啓発活動を中心に据えて推進することとする。</p> <p data-bbox="183 584 1039 679">ただし、これからの同和教育及び啓発は、これまでの教育・啓発事業の成果を総括し、その反省を踏まえて改革を図りながら、次のとおり進めることとする。</p> <ol data-bbox="215 684 945 879" style="list-style-type: none"><li>①体験型・参加型の啓発手法を積極的に取り入れる。</li><li>②DVD等の視聴覚教材の導入・活用を進める。</li><li>③当事者との交流を取り入れる。</li><li>④基礎学習として身近（具体的）な人権問題学習を取り入れる。</li><li>⑤市民レベルの指導者の養成に努める。</li></ol>	<p data-bbox="1155 177 1823 209">2 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="1146 248 2002 379">同和問題解決にとって残されたもっとも大きな課題は、差別意識が未だなくなっていないことである。こうした心理的差別をなくすため、今後の同和対策は、差別意識の解消に向けた教育・啓発に取り組むものとする。</p> <p data-bbox="1146 384 2002 579">「第2 同和対策の成果と課題」で述べたとおり、埼玉県や北足立郡市町同和対策推進協議会が行った意識調査の結果により、同和問題に対する無関心や認識不足といったことが明らかになった。そのために今後の同和対策は、特に人権侵害の現実に学ぶことで差別意識の解消をめざした教育・啓発活動を中心に据えて推進することとする。</p> <p data-bbox="1146 584 2002 679">ただし、これからの同和教育及び啓発は、これまでの教育・啓発事業の成果を<del>検証</del>総括し、<del>その内容の改善</del><del>その反省を踏まえて</del>改革を図りながら、次のとおり進めることとする。</p> <ol data-bbox="1178 684 1908 879" style="list-style-type: none"><li>①体験型・参加型の啓発手法を積極的に取り入れる。</li><li>②DVD等の視聴覚教材の導入・活用を進める。</li><li>③当事者との交流を取り入れる。</li><li>④基礎学習として身近（具体的）な人権問題学習を取り入れる。</li><li>⑤市民レベルの指導者の養成に努める。</li></ol>

改正前	改正(案)
<p>第4 今後の同和行政施策の柱 本市は今後、前述の基本的方向に沿って、次のような施策の柱により同和行政に取り組むものとする。</p> <p>1 教育・啓発の推進 施策の柱の第一は、教育・啓発の推進である。 特別対策終了後の現在においても、同和地区に対する差別意識や偏見は社会の中に根強く存在している。こうした現状を踏まえ、同和行政の中でもっとも重要な施策が、差別意識をなくすための同和教育及び啓発であることは言うまでもない。 このため、国は平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定した。 また、県も同時期に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、国とともに人権教育・啓発を積極的に推進している。 こうした動向を踏まえ、本市としても今後の同和行政の重要課題として同和問題の正しい理解のための同和教育及び啓発に取り組むこととする。 ただし、これからの同和教育及び啓発は、前述のとおり、体験型・参加型の啓発手法を取り入れることや同和地区住民との相互理解を促進するため、当事者との交流を取り入れることなどの改革を図ることが重要である。また、同和問題の正しい理解のためにも、基礎教育として人権学習を積極的に推進することが重要である。</p>	<p>第4 今後の同和行政施策の柱 本市は今後、前述の基本的方向に沿って、次のような施策の柱により同和行政に取り組むものとする。</p> <p>1 教育・啓発の推進 施策の柱の第一は、教育・啓発の推進である。 特別対策終了後の現在においても、同和地区に対する差別意識や偏見は社会の中に根強く存在している。こうした現状を踏まえ、同和行政の中でもっとも重要な施策が、差別意識をなくすための同和教育及び啓発であることは言うまでもない。 このため、国は平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定した。 また、県も同時期に「埼玉県人権施策推進指針」(令和4年改正)を策定し、併せて、県教育委員会も平成15年3月に「埼玉県人権教育推進プラン」を、平成25年2月には、これを改定した「埼玉県人権教育実施方針」(令和4年第2次改定)を策定し、国とともに人権教育・啓発を積極的に推進している。 こうした動向を踏まえ、本市としても今後の同和行政の重要課題として同和問題の正しい理解のための同和教育及び啓発に取り組むこととする。 ただし、これからの同和教育及び啓発は、前述のとおり、体験型・参加型の啓発手法を取り入れることや同和地区住民との相互理解を促進するため、当事者との交流を取り入れることなどの改革を図ることが重要である。また、同和問題の正しい理解のためにも、基礎教育として人権学習を積極的に推進することが重要である。</p>

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 人権に関わる相談と救済 施策の柱の第二は、人権に関わる相談と救済である。 わが国には、現在のところいわゆる国内人権救済機関が存在せず、人権侵害を受けた被害者への不適切な対応事例がしばしば見られたため、人権侵害を受けた同和地区住民や障がい者、女性、外国人などの人々が迅速かつ簡易、適切に救済されるような救済機関の誕生が長い間望まれてきた。 この問題については、関連する法律の制定改廃や国の施策の動向を注視し、今後、新しい人権救済機関が誕生すれば、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。</p>	<p>2 人権に関わる相談と救済 施策の柱の第二は、人権に関わる相談と救済である。 わが国には、現在のところいわゆる国内人権救済機関が存在せず、人権侵害を受けた被害者への不適切な対応事例がしばしば見られたため、人権侵害を受けた同和地区住民や障がい者、女性、外国人などの人々が迅速かつ簡易、適切に救済されるような救済機関の誕生が長い間望まれてきた。 この問題については、関連する法律の制定改廃や国の施策の動向を注視し、今後、新しい人権救済機関が誕生すれば、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。そのため、国や県などと相互の連携を強化し、人権問題の早期解決を目指す。</p>

改正前	改正(案)
<p data-bbox="168 140 616 172">第5 今後の同和行政の法的根拠</p> <p data-bbox="183 212 1039 308">これまで述べてきた今後の同和行政の基本的方向及び施策が、広く市民の理解と協力を得るためには、その法的根拠を明確にする必要がある。</p> <p data-bbox="183 312 1039 675">これまでの同和行政は、平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに同法に基づき国が平成14年3月に閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県が平成14年3月に策定した「埼玉県人権施策推進指針」を法的根拠として推進してきた。しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉棄損、拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権の配慮といった新たな人権課題も顕在化してきた。このことによって、平成24年3月に「(改定)埼玉県人権施策推進指針」が策定された。</p> <p data-bbox="183 679 1039 775">そして、平成28年12月に、国が「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定したことを受け、この法律も法的根拠のひとつとして据え、推進していくこととする。</p>	<p data-bbox="1176 140 1624 172">第5 今後の同和行政の法的根拠</p> <p data-bbox="1146 212 2002 308">これまで述べてきた今後の同和行政の基本的方向及び施策が、広く市民の理解と協力を得るためには、その法的根拠を明確にする必要がある。</p> <p data-bbox="1146 312 2002 675">これまでの同和行政は、平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに同法に基づき国が平成14年3月に閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県が平成14年3月に策定した「埼玉県人権施策推進指針」を法的根拠として推進してきた。しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉棄損、拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権の配慮といった新たな人権課題も顕在化してきた。このことによって、<del>令和4年平成24年3月に</del>「(第2次改定)埼玉県人権施策推進指針」が策定された。</p> <p data-bbox="1146 679 2002 807">そして、平成28年12月に、国が「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定し、<del>また、令和4年7月に</del>「<b>埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例</b>」を制定したことを受け、この法律も法的根拠のひとつとして据え、推進していくこととする。</p>

(1)同和行政基本方針新旧対照表

改正前	改正(案)
<p>第6 その他の同和行政の課題</p> <p>1 同和対策審議会のあり方について 本市は、「同和問題解決のための総合対策の樹立、その他の重要事項の調査審議に関する事務」を行う附属機関として昭和54年8月22日に同和対策審議会を設置した。同審議会は、市の同和行政の指針となる意見等を提示するなど、同和行政推進に大きな役割を果たしてきた。 本市においては、人権問題の重要課題のひとつである同和問題の解決を図る審議機関として、同和対策審議会を今後も引き続き存続させる考えである。</p> <p>2 人権教育推進協議会のあり方について 本市は、「同和問題をはじめとするすべての人権が保障された平和で民主的な明るい地域社会づくりに寄与すること」を目的に昭和48年1月14日に「川口市同和教育推進協議会」を設置した。同協議会は、市民を対象に同和教育講演会や研修会、啓発資料の作成、各種団体との連絡調整など、同和教育の推進に大きな役割を果たしてきた。 しかし、「川口市同和教育推進協議会」については、同和教育を人権教育に再構築して、人権教育の重要な柱と位置づけることから、平成14年5月24日「川口市人権教育推進協議会」に改称した。それでもなお、同和問題が解決していないこと、また、人権教育の推進のためには同和問題の解決が不可欠であることから、同協議会に「同和教育分科会」を設置しており、引き続き同和教育的の推進にあたることとする。</p> <p>3 えせ同和行為の排除について えせ同和行為については、これまで実施してきた啓発の効果を一举にくつがえし、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっているため、本市としても、企業への啓発等を中心にえせ同和行為の排除を強く呼びかけてきたところである。しかし、残念ながらえせ同和行為は現在も形を変えながら横行している。そのため本市としては、関係機関と連携を取りながら、その排除に向けた対策を一層推進するものとする。</p>	<p>第6 その他の同和行政の課題</p> <p>1 同和対策審議会のあり方について 本市は、「同和問題解決のための総合対策の樹立、その他の重要事項の調査審議に関する事務」を行う附属機関として昭和54年8月22日に同和対策審議会を設置した。同審議会は、市の同和行政の指針となる意見等を提示するなど、同和行政推進に大きな役割を果たしてきた。 本市においては、今後も人権問題の重要課題のひとつである同和問題の解決を図る審議機関としての役割を担っていくものとする。<del>同和対策審議会を今後も引き続き存続させる考えである。</del></p> <p>2 人権教育推進協議会のあり方について 本市は、「同和問題をはじめとするすべての人権が保障された平和で民主的な明るい地域社会づくりに寄与すること」を目的に昭和48年1月14日に「川口市同和教育推進協議会」を設置した。同協議会は、市民を対象に同和教育講演会や研修会、啓発資料の作成、各種団体との連絡調整など、同和教育の推進に大きな役割を果たしてきた。 しかし、「川口市同和教育推進協議会」については、同和教育を人権教育に再構築して、人権教育の重要な柱と位置づけることから、平成14年5月24日「川口市人権教育推進協議会」に改称した。それでもなお、同和問題が解決していないこと、また、人権教育の推進のためには同和問題の解決が不可欠であることから、同協議会に「同和教育分科会」を設置しており、引き続き同和教育的の推進にあたることとする。</p> <p>3 えせ同和行為の排除について えせ同和行為については、これまで実施してきた啓発の効果を一举にくつがえし、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっているため、本市としても、企業への啓発等を中心にえせ同和行為の排除を強く呼びかけてきたところである。しかし、残念ながらえせ同和行為は現在も形を変えながら存在横行している。そのため本市としては、関係機関と連携を取りながら、その排除に向けた対策を一層推進するものとする。</p>

改正前	改正(案)
<p>まとめ</p> <p>「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、人権尊重の社会づくりは、本市ばかりでなく、人類共通の願いであり課題となっている。</p> <p>21世紀のわが国においては、国、地方公共団体及び国民の不断の努力によって「人権の世紀」を実現させなければならない。しかし、残念ながら、わが国では同和問題をはじめとして、さまざまな人権問題が存在している。とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題を解決することは、人権行政推進のための原点であると考えている。その同和問題は、今日までの対策によって解決の展望が開けてきたとはいうものの、完全に解決したとは言えない状態にある。</p> <p>本市としては、「差別がある限り、特別対策の根拠となる法の有無にかかわらず、市の重要課題として取り組む」ことを基本姿勢として同和対策に取り組んできたが、この基本姿勢は、今後も堅持していかねばならないと考える。</p> <p>しかし、それはこれまでの取り組みを漫然と続けるだけではなく、教育・啓発の方法やその周知・普及のあり方を見直し、一層の工夫を加えて取り組まなければならないものである。今後も、これまでの同和行政の成果を踏まえるとともに、現状認識に努めていくことにより人権問題解決への広がりの中で同和問題解決を展望するという観点で同和行政を組み立て直していくこととなる。すなわち、同和問題の解決は、人権問題全体を解決する上での重要課題であるとの観点に立って必要な施策の一層の推進を図ることとする。</p> <p>よって、「人権の21世紀」実現に資することを希求し、これを今後の同和行政の基本方針とする。</p>	<p>まとめ</p> <p>「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、人権尊重の社会づくりは、本市ばかりでなく、人類共通の願いであり課題となっている。</p> <p>21世紀のわが国においては、国、地方公共団体及び国民の不断の努力によって「人権の世紀」を実現させなければならない。しかし、残念ながら、わが国では同和問題をはじめとして、さまざまな人権問題が存在している。とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題を解決することは、人権行政推進のための原点であると考えている。その同和問題は、今日までの対策によって解決の展望が開けてきたとはいうものの、<b>社会情勢の変化に伴い様々な問題も生じており</b>、完全に解決したとは言えない状態にある。</p> <p>本市としては、「差別がある限り、特別対策の根拠となる法の有無にかかわらず、市の重要課題として取り組む」ことを基本姿勢として同和対策に取り組んできたが、この基本姿勢は、今後も堅持していかねばならないと考える。</p> <p>しかし、それはこれまでの取り組みを漫然と続けるだけではなく、教育・啓発の方法やその周知・普及のあり方を見直し、一層の工夫を加えて取り組まなければならないものである。今後も、これまでの同和行政の成果を踏まえるとともに、<b>現状認識に基づき人権問題全般を見渡し、より実効性のある施策を展開していくことが重要である。</b><del>に努めていくことにより人権問題解決への広がりの中で同和問題解決を展望するという観点で同和行政を組み立て直していくこととなる。</del>すなわち、同和問題の解決は、人権問題全体を解決する上での重要課題であるとの観点に立って必要な施策の一層の推進を図ることとする。</p> <p>よって、「人権の21世紀」実現に資することを希求し、これを今後の同和行政の基本方針とする。</p>

(2) 同和行政・同和教育に関する実施計画新旧対照表

改正前	改正(案)
<p>I 実施計画策定にあたって</p> <p>1 目的と期間 この実施計画は、同和問題の解決に向けた行政及び教育の施策について、「川口市同和行政基本方針」及び「川口市同和教育基本方針」に基づき、事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するものである。 この実施計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。</p> <p>2 推進体制 実施計画を計画的かつ効果的に実現するため、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、また、「川口市人権教育及び人権啓発推進本部」を活用するなど全庁的体制で事業を推進する。 なお、事業の推進にあたっては、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ課題の解決に努めることとする。</p> <p>3 計画の見直し等 この実施計画は、定期的に事業の実施状況を点検するとともに、同和問題の諸状況や国の動向等を勘案し、新規事業の計画化等、必要に応じて見直すものとする。 また、人権尊重の視点で施策を推進するために、同和問題をはじめとした人権に関する意識調査の定期的な実施を県に働きかけていくこととする。</p>	<p>I 実施計画策定にあたって</p> <p>1 目的と期間 この実施計画は、同和問題の解決に向けた行政及び教育の施策について、「川口市同和行政基本方針」及び「川口市同和教育基本方針」に基づき、事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するものである。 この実施計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。</p> <p>2 推進体制 実施計画を計画的かつ効果的に実現するため、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、また、「川口市人権教育及び人権啓発推進本部」を活用するなど全庁的体制で事業を推進する。 なお、事業の推進にあたっては、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ課題の解決に努めることとする。</p> <p>3 計画の見直し等 この実施計画は、定期的に事業の実施状況を点検するとともに、同和問題の諸状況や国の動向等を勘案し、新規事業の計画化等、必要に応じて見直すものとする。 また、人権尊重の視点で施策を推進するために、同和問題をはじめとした人権に関する意識調査の定期的な実施を県に働きかけていくこととする。</p>



改正前		改正(案)													
<p>II 計画の内容</p> <p>1 学校教育における同和教育の推進                      人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進するために、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に実施するとともに、他団体主催の研修会等に派遣することで資質の向上を図ることとする。</p> <p>(1) 研修活動の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業目的</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修活動</td> <td>市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。</td> <td>①人権教育理解研修会の開催                      ②人権教育主任研修会の開催                      ③人権教育現地研修会の開催                      ④人権教育管理職研修会の開催                      ⑤校内人権教育研修会の開催                      ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加                      ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加                      ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加                      ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加                      ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加                      ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	事業目的	事業内容	研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修会の開催 ②人権教育主任研修会の開催 ③人権教育現地研修会の開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加	<p>II 計画の内容</p> <p>1 学校教育における同和教育の推進                      人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進するために、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に実施するとともに、他団体主催の研修会等に派遣することで資質の向上を図ることとする。</p> <p>(1) 研修活動の推進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業目的</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修活動</td> <td>市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員等に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。</td> <td>①人権教育理解研修会の開催                      ②人権教育主任研修会の開催                      ③人権教育現地研修会の開催                      ④人権教育管理職研修会の開催                      ⑤校内人権教育研修会の開催                      ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加                      ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加                      ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加                      ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加                      ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加                      ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	事業目的	事業内容	研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員等に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修会の開催 ②人権教育主任研修会の開催 ③人権教育現地研修会の開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加
事業名	事業目的	事業内容													
研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修会の開催 ②人権教育主任研修会の開催 ③人権教育現地研修会の開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加													
事業名	事業目的	事業内容													
研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員等に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修会の開催 ②人権教育主任研修会の開催 ③人権教育現地研修会の開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加													

(2) 同和行政・同和教育に関する実施計画新旧対照表

改正前			改正(案)		
(2) 学習活動の推進			(2) 学習活動の推進		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
学習活動	人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進する。	①人権作文の募集 ②教育広報誌による啓発 ③教材・資料等の整備 ④道徳教育の充実 ⑤総合的な学習の時間の充実	学習活動	人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進する。	①人権作文の募集 ②教育広報誌による啓発 ③教材・資料等の整備 ④道徳教育の充実 ⑤総合的な学習の時間の充実
(3) 支援・相談活動の推進			(3) 支援・相談活動の推進		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
支援・相談活動	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の経費の一部を援助・支援するとともに、人権意識の向上、人権感覚の育成の面からいじめ問題などの相談の充実を図る。	①奨学資金の貸し付け制度 ②就学援助制度 ③教育相談の充実	支援・相談活動	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の経費の一部を援助・支援するとともに、人権意識の向上、人権感覚の育成の面からいじめ問題などの相談の充実を図る。	①奨学資金の貸し付け制度 ②就学援助制度 ③教育相談の充実

改正前			改正(案)		
<p>2 社会教育における同和教育の推進</p> <p>身のまわりにある人権侵害につながる不合理や矛盾、問題等に気づく人権感覚を磨き、差別を解消しようとする意欲と実践力をもった市民を育成するため、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ同和教育を推進することとする。</p>			<p>2 社会教育における同和教育の推進</p> <p>身のまわりにある人権侵害につながる不合理や矛盾、問題等に気づく人権感覚を磨き、差別を解消しようとする意欲と実践力をもった市民を育成するため、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ同和教育を推進することとする。</p>		
<p>(1) 研修活動の推進</p>			<p>(1) 研修活動の推進</p>		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
研修活動	幅広い市民を対象に、それぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権問題との関わりを自覚できるよう、地域に密着した教育・啓発活動に努める。	①人権意識の高揚に向けた同和教育の充実 ②南部人権教育実践報告会への参加 ③指導者を対象とした研修会の開催 ④人権・同和问题学習講師派遣・紹介 ⑤公民館等における人権問題理解講座の実施 ⑥公民館等における人権問題専門講座の実施 ⑦北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑧北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑨市民大学の開催 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪人権を考える集いの開催	研修活動	社会教育に携わる者及び幅広い市民を対象に、それぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権問題との関わりを自覚できるよう、地域に密着した教育・啓発活動に努める。	①人権意識の高揚に向けた同和教育の充実 ②南部人権教育実践報告会への参加 ③指導者を対象とした研修会の開催 ④人権・同和问题学習講師派遣・紹介 ⑤公民館等における人権問題理解講座の実施 ※オンライン開催も実施 ⑥公民館等における人権問題専門講座の実施 ⑦北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑧北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会へ参加 ⑨ <del>市民大学の開催</del> ⑩ <del>北足立郡市町人権フェスティバルへの参加</del> ⑪ <del>人権を考える集いの開催</del>

(2) 同和行政・同和教育に関する実施計画新旧対照表

改正前			改正(案)		
(2) 教育・啓発活動の推進			(2) 教育・啓発活動の推進		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
教育・啓発活動	同和問題の解決に向けて、啓発活動を推進するとともに、社会教育団体、サークル等が自主的に開催する研修会等に、講師の派遣・紹介を行い、市民の自主学習活動を支援する。	①資料の提供(「みんなで学ぶ人権問題」の啓発冊子等) ②啓発用品の配布 ③「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の啓発 ④「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」の啓発 ⑤「人権週間」の啓発 ⑥人権啓発映画の貸し出し ⑦人権啓発用リーフレットの作成と配布 ⑧県作成の啓発ポスター等の掲示 ⑨啓発教材・資料の研究、開発、提供 ⑩人権啓発パネル展示	教育・啓発活動	同和問題の解決に向けて、啓発活動を推進するとともに、社会教育団体、サークル等が自主的に開催する研修会等に、講師の派遣・紹介を行い、市民の自主学習活動を支援する。	①資料の提供(「みんなで学ぶ人権問題」の啓発冊子等) ②啓発用品の配布 ③「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の啓発 ④「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」の啓発 ⑤「人権週間」の啓発 ⑥人権啓発映画の貸し出し ⑦人権啓発用リーフレットの作成と配布 ⑧県作成の啓発ポスター等の掲示 ⑨啓発教材・資料の研究、開発、提供 ⑩人権啓発パネル展示

改正前			改正(案)		
<p>3 啓発・研修・交流事業の推進</p> <p>本市では、今後も「同和問題の早期解決」と「基本的人権の尊重という普遍的人権文化」の創造を目指し、同和行政・同和教育を推進するとともに、あらゆる場を通じて積極的に人権啓発を推進する。</p> <p>また、これまでの教育・啓発事業で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ教育・啓発事業を推進することとする。</p>			<p>3 啓発・研修・交流事業の推進</p> <p>本市では、今後も「同和問題の早期解決」と「基本的人権の尊重という普遍的人権文化」の創造を目指し、同和行政・同和教育を推進するとともに、あらゆる場を通じて積極的に人権啓発を推進する。</p> <p>また、これまでの教育・啓発事業で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ教育・啓発事業を推進することとする。</p>		
<p>(1) 啓発事業の充実と効果的な推進</p>			<p>(1) 啓発事業の充実と効果的な推進</p>		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
市民啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的とし、差別のない明るい社会の実現を目指して啓発事業を推進する。	①「人権を考える集い」開催 (啓発映画上映及び講演会) ②「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」に啓発記事を掲載 ③人権啓発ポスター掲示 市公共施設、市内掲示板へ ④啓発用品の配布 (人権尊重標語入りの啓発グッズ、ポケットティッシュ) ⑤啓発冊子の配布 「同和問題の理解のために」、「県発行の「同和問題の解決をめざして」本編・資料編 ⑥キャストビジョン、広報掲示板、電光掲示板を利用した人権啓発に関する掲示 ⑦人権啓発パネル展示 ⑧街頭での啓発活動 (標語入りポケットティッシュの配布)	市民啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的とし、差別のない明るい社会の実現を目指して啓発事業を推進する。	①「人権を考える集い」開催 (啓発映画上映及び講演会) ②「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」に啓発記事を掲載 ③人権啓発ポスター掲示 市公共施設、市内掲示板へ ④啓発用品の配布 (人権尊重標語入りの啓発グッズ、ポケットティッシュ) ⑤啓発冊子の配布 「同和問題の理解のために」、「 <b>みんなで学ぶ人権問題</b> 」、「県発行の「同和問題の解決をめざして」本編・資料編 ⑥キャストビジョン、広報掲示板、電光掲示板を利用した人権啓発に関する掲示 ⑦人権啓発パネル展示 ⑧街頭での啓発活動 (標語入りポケットティッシュの配布) ⑨ <b>県と連携した啓発事業</b>

(2)同和行政・同和教育に関する実施計画新旧対照表

改正前			改正(案)		
(2) 研修会・講演会の充実			(2) 研修会・講演会の充実		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
市民・企業向け人権同和問題研修	人権尊重を基本に、同和問題について正しく認識し、差別意識や偏見をなくし、すすんで部落差別を解消する態度を培い、差別のない明るい社会の実現をめざす。 また、研修講師に被差別当事者を招き「差別の現実に学ぶ」とともに、参加・体験型の学習方法などなじみやすい手法をとることとする。	①市民向け研修会の開催 ②公正採用選考人権啓発推進員研修会（川口職業安定所） ③北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ④新社会人パワーアップセミナー（人権問題研修） ⑤企業内同和問題研修 ⑥「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」に啓発記事を掲載 ⑦出前人権講座の実施	市民・企業向け人権同和問題研修	人権尊重を基本に、同和問題について正しく認識し、差別意識や偏見をなくし、すすんで部落差別を解消する態度を培い、差別のない明るい社会の実現をめざす。 また、研修講師に被差別当事者を招き「差別の現実に学ぶ」とともに、参加・体験型の学習方法などなじみやすい手法をとることとする。	①市民向け研修会の開催 ②公正採用選考人権啓発推進員研修会（ <b>共催</b> ：川口職業安定所） ③北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ④企業内同和問題研修 ⑤「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」に啓発記事を掲載 ⑥出前人権講座の実施 ⑦新社会人パワーアップセミナー（人権問題研修）
市職員向け人権同和問題研修	人権・同和問題について、正しい理解と認識を深め、公務員として人権・同和問題解決のため、適切な指導、助言が常に行えるよう研修の充実に努める。 また、階層別及び経験年数により、学習方法を工夫するなど、効果的な研修に努める。	①新規採用職員研修 ②主事・技師昇任前職員研修 ③階層別職員研修 ④県主催「同和問題講演会」への派遣研修 ⑤県主催「人権問題研修会」への派遣研修 ⑥北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への派遣研修 ⑦民間運動団体主催の各種研修会への派遣研修 ⑧北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑨人権保育研究集会・実践交流会への派遣研修	市職員向け人権同和問題研修	人権・同和問題について、正しい理解と認識を深め、公務員として人権・同和問題解決のため、適切な指導、助言が常に行えるよう研修の充実に努める。 また、階層別及び経験年数により、学習方法を工夫するなど、効果的な研修に努める。	①新規採用職員研修 ②主事・技師昇任前職員研修 ③階層別職員研修 ④県主催「同和問題講演会」への派遣研修 ⑤県主催「人権問題研修会」への派遣研修 ⑥北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への派遣研修 ⑦北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑧民間運動団体主催の研修会への派遣研修 ⑨人権保育研究集会・実践交流会への派遣研修 ⑩人権フォーラムへ派遣研修

改正前			改正(案)		
(3) 交流の促進			(3) 交流の促進		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
人権に関わる当事者との交流	多くの人々の交流を促進し、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを目指す。	①北足立郡市町人権フェスティバル ②人権教育現地研修会・フィールドワークの開催	人権に関わる当事者との交流	多くの人々の交流を促進し、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを目指す。	①北足立郡市町人権フェスティバル ②人権教育現地研修会・フィールドワークの開催

(2) 同和行政・同和教育に関する実施計画新旧対照表

改正前	改正(案)												
<p>4 人権に関わる相談・救済・支援</p> <p>わが国には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人などを巡る様々な人権侵害が存在している。また、平成24年3月に改定された「(改定)埼玉県人権施策推進指針」で新たに加えられたインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮といった課題への対応も求められている。</p> <p>このため、人権侵害被害者の適正かつ迅速な救済に関して、国及び地方公共団体と人権擁護委員の果たすべき役割は大きなものがあり、相互の緊密な連携が求められる。</p> <p>この問題については、新しい人権救済機関の設置を国に働きかけるとともに国の施策の動向等を注視し、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。</p> <p>今後、更に相談・救済・支援体制の充実を図るとともに、相談者のプライバシーの保護に努める。</p>	<p>4 人権に関わる相談・救済・支援</p> <p>わが国には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人などを巡る様々な人権侵害が存在している。また、令和4年3月に改定された「(第2次改定)埼玉県人権施策推進指針」では、<b>LGBTQや新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いなど人権を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、それらに新たに追加されたインターネットによる人権侵害北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮と</b><del>いっ</del>た課題への対応<b>の他、県条例制定を受けより一層の相談体制の充実</b>が求められている。</p> <p>このため、人権侵害被害者の適正かつ迅速な救済に関して、国及び地方公共団体と人権擁護委員の果たすべき役割は大きなものがあり、相互の緊密な連携が求められる。</p> <p>この問題については、新しい人権救済機関の設置を国に働きかけるとともに国の施策の動向等を注視し、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。</p> <p>今後、更に相談・救済・支援体制の充実を図るとともに、相談者のプライバシーの保護に努める。</p>												
<p>(1) 人権相談事業の推進</p>	<p>(1) 人権相談事業の推進</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業目的</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談事業</td> <td>人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。</td> <td>①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業目的	事業内容	人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業目的</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談事業</td> <td>人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。</td> <td>①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業目的	事業内容	人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携
事業名	事業目的	事業内容											
人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携											
事業名	事業目的	事業内容											
人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関との連携											



改正前			改正(案)		
(2) 相談・支援事業の推進			(2) 相談・支援事業の推進		
事業名	事業目的	事業内容	事業名	事業目的	事業内容
相談・支援事業	市民が日常生活において直面するトラブル、悩み事、法律、税務等の問題に対して、弁護士、税理士などの専門家のアドバイスを得て、市民が抱える問題解決に寄与することを目的とする。	①常設電話・窓口市民相談（市職員） ②法律相談（弁護士） ③各支所巡回特設法律相談（弁護士） ④専門相談（公証人、司法書士、税理士、家事問題カウンセラー、消費生活相談員等） ⑤市行政・関係官庁機関等の情報提供	相談・支援事業	市民が日常生活において直面するトラブル、悩み事、法律、税務等の問題に対して、弁護士、税理士などの専門家のアドバイスを得て、市民が抱える問題解決に寄与することを目的とする。	①常設電話・窓口市民相談（市職員） ②法律相談（弁護士） ③各支所巡回特設法律相談（弁護士） ④専門相談（公証人、司法書士、税理士、家事問題カウンセラー、消費生活相談員等） ⑤市行政・関係官庁機関等の情報提供

### (3) 国等の同和対策の主な動向

昭和35年 8月	<p><b><u>同和対策審議会設置</u></b></p> <p>同和問題を本格的に審議する機関として設けられた。</p>
昭和40年 8月	<p><b><u>同和対策審議会答申</u></b></p> <p>昭和36年に内閣総理大臣から諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申があった。</p> <p>その中で、同和問題の認識について、いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であることから、問題解決のための諸施策の検討を行い、その実現をはかるべきである旨の答申をした。</p>
昭和44年 7月	<p><b><u>「同和対策事業特別措置法」公布・施行</u></b></p> <p>同和対策答申の内容を具体的に実施するための法律として10年間の時限法として制定された。</p> <p>しかし、多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長された。</p>
昭和57年 4月	<p><b><u>「地域改善対策特別措置法」施行</u></b></p> <p>旧法による13年間の施策によって相当の成果が上がっているとしながらも、反省の上に立ち、新たな観点を加え、なお数年間事業を継続していく必要があるとして5年間の時限法として制定した。</p>
昭和62年 4月	<p><b><u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行</u></b></p> <p>従前の特別法に基づく対策の成果と反省を踏まえ、特別対策の一般対策への移行を円滑に進めるため、財政上の特別措置を中心とした5年間の時限法として制定した。</p>
平成 4年 3月	<p><b><u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行</u></b></p> <p>この法は、従前の法が期限を迎えた時点で、生活実態・物的環境の改善等にかかわる事業が残っていることや心理的差別がまだまだ十分に解消されていないことから、更に5年間継続すべく、一部を改正して制定した。</p>
平成 5年 6月	<p><b><u>「平成5年度同和地区実態把握等調査」実施</u></b></p> <p>総務庁はこれまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な実態調査を実施した。</p>

平成 7年 12月	<p><b>「人権教育のための国連10年」推進本部の設置</b></p> <p>平成6年12月の国連の決議（1995年から2004年までの10年間は「人権教育のための国連10年」とする。）を受け、政府全体で人権教育の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を内閣に設置した。</p>
平成 8年 7月	<p><b>「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（政府大綱）」閣議決定</b></p> <p>第1 特定事業の一般対策への移行に関する法的措置等について  第2 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について  第3 今後の施策の適正な推進などについて公表した。</p>
平成 9年 3月	<p><b>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行</b></p> <p>従前の法の期限を迎え、特別対策は終了することを基本としつつ、完了が困難な15事業に限定して一般対策への円滑な移行のため、5年間に限り経過措置を講じることとして制定した。</p>
平成 9年 3月	<p><b>「人権擁護施策推進法」施行</b></p> <p>人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定した。</p>
平成 9年 7月	<p><b>「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定</b></p> <p>政府は、あらゆる場を通じた人権教育の推進や同和問題、女性、こども等の重要課題への対応などを取りまとめた国内行動計画を公表した。</p>
平成11年 7月	<p><b>「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申</b></p> <p>人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を提出した。</p>
平成12年 12月	<p><b>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布・施行 法律第147号</b></p> <p>この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、議員立法により制定。</p>
平成13年 5月	<p><b>「人権救済制度のあり方について」答申</b></p> <p>人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務大臣に対して答申を提出した。</p> <p>この答申は、我が国における人権侵害の実情や救済にかかわる制度の状況を踏まえ、裁判外紛争処理の手法により、裁判前の解決を促すことによって、司法的救済を補完するとともに、被害者が司法的救済を得られるよう援助する機能をも果たすものとして、答申書を提出。</p>
平成13年 12月	<p><b>「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」に対する意見募集実施</b></p> <p>法務省・文部科学省では、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発推進法」第7条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）を策定し、その内容について意見募集を行なう。（募集期間13.12.20～14.1.31）</p>

平成14年 1月	<p><b>『人権擁護法案』の大綱がまとまる。</b></p> <p>法務省は差別や虐待等の人権侵害の被害者を救済する「人権委員会（仮称）」を新たに同省の外局として設置する人権擁護法案の大綱をまとめる。</p>
平成14年3月	<p><b>「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定</b></p> <p>この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。</p>
平成14年 3月	<p><b>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効。</b></p> <p>最後の特別措置法である上記の法律が3月末日をもって失効したため、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了となる。</p>
平成28年12月	<p><b>「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行 法律第109号</b></p> <p>この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消の推進と、部落差別のない社会の実現を目的として、議員立法により制定。</p>
令和4年7月	<p><b>埼玉県条例「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の制定</b></p> <p>この条例には、インターネット利用による差別情報の提供や結婚、就職に際しての身元調査など部落差別の禁止及び県の責務として部落差別解消に関する総合的な施策を実施し県民は、その施策に協力することが責務と規定されている。</p>

## (4) 川口市の同和対策啓発事業について

### (ア) 啓発資料

◎ 市、県及び北足立郡市町同和対策推進協議会の啓発用品等の作成及び配布

(令和4年度実績)

啓発用品名	数量	作製・発行	活用方法
標語入りポスター	1,300 枚 70 枚	川口市 埼玉県	・市公共施設、町会掲示板へ掲示
標語入りポケットティッシュ	18,000 個	川口市	・市公共施設窓口、研修会で配布
冊子 「同和問題の理解のために」	500 部	川口市	・各種研修会等に活用
視聴覚教材の購入 (DVDソフト)	1 本	川口市	・各種研修会教材として使用
冊子 「同和問題の解決をめざして」	300 部	埼玉県 (本編 内無償分180)	・各種研修会等に活用
リーフレット 「同和問題について」	300 部	埼玉県	・各種研修会等に活用
ポスター	120 枚	①埼玉県 (年間掲示用) ②北足立郡市町人権フェスティバル実行委員会 (60枚)	・市内公共施設へ掲示

◎ 生涯学習課、人権教育推進協議会の各啓発資料等の作成及び配布

(令和4年度実績)

啓発資料名	数量	作成・発行	活用方法
冊子 「みんなで学ぶ人権問題」	312 部	川口市教育委員会生涯学習課 (主な内容) ・人権が尊重される社会をめざして ・様々な人権問題基礎知識	・社会教育施設閲覧資料 ・各種研修会等に活用
マスク 「みんなで学ぶ人権問題のURL、QRコード入」	3,000 部 R2年度作成分	川口市人権教育推進協議会 (主な内容) ・様々な人権課題の啓発 ・冊子「みんなで学ぶ人権問題」の紹介	・社会教育施設や研修会等で配布。

(イ) 人権を考える集い

(平成元・2年度、－中略－、27～令和4年度)

開催日時・会場	主催・講演	内 容	講 師	備考(挨拶・配布物)
第1回 平成元年11. 29(金) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市 (後援) 川口市教育委員会	○講演 「暮らしと人権」	朝日新聞編集委員 前地域改善対策 協議会委員 『高木 正幸』	市長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入シャープペンシル 標語入ティッシュペーパー 参加者 380人
第2回 平成2年11. 27(火) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市・川口市教育委員会 川口市人権教育推進協議会 川口市PTA連合会	○講演 「日本人の 人権意識」 ○映画 「にんげんの詩」	東京都立大学 名誉教授 前地域改善対策 協議会会長 『磯村 栄一』	社会福祉部長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入ミニコンポ 標語入ティッシュペーパー やさしさにハロー 参加者 420人
途 中 省 略				
第27回 平成27年11. 25(水) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール ※「川口市平和都市宣言 30周年記念平和と人権を 考える集い」として実施	同 上	○講演 「あの日、あの時、 あれから70年」 ○平和作文 表彰・発表	エッセイスト 『海老名 香葉子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入マグネット常備ライト 標語入ティッシュペーパー 参加者 558人
第28回 平成28年11. 29(火) 午後1時30分～4時10分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「命・大切に、 思うこと」 ○映画 「光射す空へ」	タレント 『稲川 淳二』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入貼ってはがせるペン&メモ 標語入ティッシュペーパー 参加者 618人
第29回 平成29年11. 28(火) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「自分らしく 生きる」 ○映画 「風の匂い」	ノンフィクション作家 『吉永 みち子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入ポイントカードケース 標語入ティッシュペーパー 参加者 557人
第30回 平成30年11. 26(月) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「一人ひとりが輝いて」 ○映画 「わっかカフェへようこそ」	弁護士 『住田 裕子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入クリアケース 標語入ティッシュペーパー 参加者 571人
第31回 令和2年2. 7(金) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「ファインダー越しに 見た命の現場」 ○映画 「ありのまま生きる」	戦場カメラマン 『渡部 陽一』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入袋とじ丸 標語入ティッシュペーパー 参加者 585人
【令和2年度及び3年度】 第32回 令和4年11. 29(火) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 『はぐくもう！思いやりの 心は「ご近所の底力」』 ○映画 「いわれなき 誹謗中傷との闘い」	フリキャスター 『堀尾 正明』	市長挨拶 市PTA連合会会長挨拶 啓発品(エコバック)紺、緑、橙 標語入りポケットティッシュ 部落差別解消推進法チラシ 本人通知制度チラシ 児童虐待防止啓発マスク マイナンバーカードPRチラシ 参加者 279人

(ウ) 職員研修(職員課 他)

(昭和61年度、－中略－、平成30～令和4年度)

年度	対象	方法	目的	主な内容	備考
昭和61	部長職	講義 映画	同和問題について、正しい理解と認識を得、公務員として同和問題解決のため、適切な助言指導が常に行えるようにする。	○講義 同和問題の現状と課題 ○映画・部落の歴史2・3巻	1回 17人
	主任までの職員				1,032人

途中省略

平成30	新採職員	講義 DVD	同上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/2 1回 246人 講師 同対副主幹
	主任級	講義		○講義「人権問題の現状と課題」	11/29 8回 401人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	主任級	講義		○講義「人権問題の課題」	12/18 2回 271人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「一人ひとりが輝いて」 ○DVD「わっか・カフェへようこそ」	11/26 1回 20人 講師 住田 裕子
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/18 1回 159人 同対副主幹
令和元	新採職員	講義 DVD	同上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/2 1回 210人 講師 同対主幹
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/11他 10回 641人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/13 2回 83人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「ファインダー越しに見た命の現場」 ○DVD「ありのまま生きる」	2/7 1回 60人 講師 渡部 陽一
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/17 1回 159人 講師 同対主幹
令和2	新採職員	講義 DVD	同上	○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 199人 中止 資料配布のみ
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/25 3回 124人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/26 2回 88人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講義 ○DVD	11/26 1回 中止
	主事・技師昇任前職員	資料配付		○講義「人権問題を考える」	1/8 資料配付 148人
令和3	新採職員	オンデマンド	同上	○講義「人権問題を考える」	4/1～4/7 209人 講師 同対主査
	課長補佐級	オンデマンド		○講義「現代の人権問題の課題」 暮らしの中の人権 ～理解から行動へ～	8/13～9/3 453人 講師 県人権推進課 新井 茂登
	課長補佐級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」 変更統合(上記のオンデマンド研修に統合)	(8/26) (講師 藤田源市)
	区分なし	講演 DVD		○講義 ○DVD	11/25 1回 中止
	主事・技師昇任前職員	オンデマンド		○講義「人権問題を考える」	1/1～1/27 149人 講師 同対主査
令和4	新採職員	講義	同上	○講義「人権問題を考える」	4/1 1回 192人 講師 同対主幹
	係長級	講義		○講義「暮らしの中の人権 ～理解から行動へ～」	8/19～9/16 751人 講師 県人権推進課 持田 倫武
	係長級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/22 1回 82人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演『はぐくもう！思いやりの心は「ご近所の底力」』 ○DVD「いわれなき 誹謗中傷との闘い」	11/29 1回 64人 講師 堀尾 正明
	主事・技師昇任前職員	オンデマンド		○講義「人権問題を考える」	12/6～1/12 101人 講師 同対主査

(エ) 派遣研修

(令和4年度実績)

研修名	主催	会場・人数	期日(実日数)
人権行政連絡会議	埼玉県	あけぼのビル 501会議室 (1名)	4月20日(1日)
第20回人権フェスティバル	北足立郡市町同和対策推進協議会	朝霞市民会館 (66名)	10月21日(1日)
視察研修	北足立郡市町同和対策推進協議会	『破壊』視聴 (4名)	10月8日(1日)
人権・同和問題研修会	〃	草加市文化会館 レセプションルーム (2名)	11月9日(1日)
北足立地区人権教育研究集会	北足立地区人権教育研究集会実行委員会	北本市文センター ホール (64名)	1月25日(1日)
人権問題研修会	埼玉人権啓発企業連絡会	浦和コルソ会議室 (1名)	12月16日(1日)
企業トップクラス&校正採用 選考人権啓発推進員研修会	川口公共職業安定所	フレンジア (職員3名派遣予定)	2月27日(1日) (予定)



(オ) 公正採用選考人権啓発推進員研修会

(昭和58, 59年度、一中略一、平成30～令和4年度)

開催日時	会場	主催・協賛・後援	内容	講師	市の出席者
S59年 1月20日(金) 午後1時00分	浦和 市民会館	(主)埼玉県労働部 川口・大宮・浦和 公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市他10市1町	○講演 「同和問題について」 ○事例発表「企業内における同和研修」 ○映画上映 「美しい季節」	埼玉県教育局 同和教育課長 関根 武義 日産ディーゼル(株) 人事課長 榎原 靖彦	【労政課】 牧田主事 【福祉課】 中村係長
S59年 12月7日(金) 午後1時30分	川口 青木会館	(主)埼玉県労働部 川口公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市・戸田市 蕨市・鳩ヶ谷市	○講演 「就職差別について」 ○映画上映 「太陽の涙」	埼玉県立川越 工業高校 進路指導主事 安田 嘉男	【労政課】 佐々木係長 【福祉課】 中村補佐

途中省略

平成30年 2月20日(火) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	○講演 「企業の社会的責任と身近にある人権課題」 ○ビデオ上映 「人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか」 100名	県人権推進課 専任講師 須藤 一郎	【総務課】 米澤副主幹 【経営支援課】 山野邊主任
平成31年 2月21日(木) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	○講演 「企業活動と身近な人権問題」 ○講義 「精神・発達障害しごと サポーター養成講座」 125名	県人権推進課 専任講師 新井 茂登	【総務課】 梶間副主幹 【経営支援課】 山野邊主任 【職員課】 吉川主任
令和2年 2月27日(木) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】
令和3年 2月	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】
令和4年 2月	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】
令和5年 2月28日(月) (予定)	キュボ・ラ 「フレンチア」	同上	○講演 「校正採用選考人権啓発推進 員について」 ○ビデオ視聴	県人権・男女共同推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】

(カ) 社会人権・同和教育

(令和4年度実績)

研修会等の名称	対 象	方法	目 標	主な内容	備考
人権問題 理解講座 (初級コース)	○一般市民 ○社会教育関係 団体	・講義 ・映画上映 ・資料配布 ・オンライ ン動画視 聴	○各公民館地区住民等を対象 に、人権尊重をテーマにした 学習機会を提供し、部落差別 をはじめとする様々な差別を 解消するための啓発を推進す る。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義 ○オンライン動画視聴	
人権問題 専門講座 (中級コース)	○一般市民 ○社会教育関係 団体 ○公民館職員	・講義 ・映画上映 ・オンライ ン動画視 聴	○各施設利用団体リーダー及び 公民館職員等を対象に、基本 的人権を尊重する心や態度を 培うため、差別問題(部落差 別、一般差別)について正し い認識を深め、地域において 人権問題についての話合いの 核となる市民を養成する。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義 ○講師による講演 ○オンライン動画視聴	
社会人権教育 指導者養成講座 (上級コース)	○一般市民 ○市人推協委員 ○公民館職員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権啓発映画視聴 ○講師による講演 ○社会人権・同和教育の 推進 ○差別解消について ○常時、市民として、指 導者としてなすべきこ とを考える姿勢	(平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
PTA役員対象 人権教育研修会	各校・園の PTA役員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権教育映画視聴 ○地域・家庭における人 権・同和教育の推進 ○差別解消について	昭48年度 以降毎年実施 (平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
川口市人権教育 推進協議会委員 研修 ※新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため総会は書面 表決とし、研 修会は中止と した。	川口市人権教育 推進協議会委員	・総会(書 面表決)	○川口市における人権教育の推 進を図り、同和問題をはじめ とする様々な人権問題を解消 し、もって、明るい地域社会 の形成に寄与する。	○令和3年度事業報告等 及び令和4年度役員選 出等	
		・研修会	○様々な人権問題について、差 別の現実から具体的に学ぶこ とを通し、理解の深化と意識 の向上を図る。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義 ○講師による講演	

## (キ) 学校人権・同和教育

(令和4年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
人権教育主任研修会 【オンライン開催】	各校の人権教育主任	オンライン研修会	○人権教育主任が、校内研修の中心となって、研修・実践を推進できるように指導力の向上を図る。 ○人権教育上の課題等について周知する。	○講義 ・人権教育・同和教育の在り方について ・個別の人権課題 同和問題・性的指向 等 ○会場：各校	1回 82人
人権教育理解研修会 【オンライン開催】	人権教育主任以外の教員	オンライン研修会	○同和問題をはじめとして様々な人権課題についての理解を図り、実践力と資質の向上を図る。 ○人権感覚育成プログラムの実践と部落差別解消法等の周知を図る。	○講義 ・人権教育について ・国・県・市の施策 ・個別の人権課題 同和問題・性自認 等 ○人権感覚育成プログラムの演習	1回 80人 昭和49年度以降毎年実施
人権教育現地研修会 【開催方法を変更】	各校の人権教育担当者	現地研修 ※オンライン研修に変更	○現地見学を通して様々な人権問題を理解する。人権教育の中心的な役割を果たすため指導力の向上を図る。	○同和問題についての講義（オンライン） ・教員の意識調査 ・同和問題の歴史等 ○会場：各校	1回 41人
人権教育管理職研修会 【オンライン開催】	各校の教頭（隔年で校長と教頭）	オンライン研修会	○学校における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る。 ○人権教育主任のアドバイザーとして、研修、実践の推進を図る。	○オンラインによる講義 ・同和問題 ・児童虐待 ・性的指向・性自認 ・拉致問題 ・ヤングケアラー ○会場：各校	1回 89人 昭和59年度以降毎年実施
公立学校人権教育担当者研修会兼人権感覚育成指導者研修会 （県教委主催） 【オンライン開催】	小・中・高各校の人権教育担当	オンライン研修会	○人権教育担当の研修として各教科、領域における人権教育の展開を図る。 ○「人権感覚育成プログラムの活用を促進するための指導者を養成する。	○人権感覚育成プログラムの活用・実践 ・人権感覚について ・アイスペイキング ・人権感覚育成プログラム ・自校の人権教育の推進	1回 20人
令和4年度北足立地区人権教育研究集会	教員 社会教育担当者 学校教育担当者 行政担当者 公民館長	講演 実践報告	○差別の実態とその要因を明確にし、校内研修推進に役立てる。 ○学校等における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る。	○講演会 「ヤングケアラーの現状と必要な支援」 講師：堀越 栄子 氏 ○分科会 ・これからの学校人権教育等 ・これからの同和教育 会場：北本市文化センター	1回 56人
南部地区人権教育実践報告会	幼小中高等学校教員、公民館職員	研究協議 実践報告	○人権教育に関する理論について研修し、実践方法資質の向上を図る。	○人権作文発表 ○部会ごとの研修 会場：朝霞市民会館	1回 41人
人権教育校内研修会	各校教職員	講義 研究協議等	○教職員が人権啓発教育について正しい理解と人権感覚を身に付け指導力の高揚を図る。	会場：各市立学校 実施学校82校	1回 2,300人
指導主事研修会	指導主事	研究協議	○指導主事の研修として、各教科、領域における人権教育の展開を図る。	○指導主事の啓発 講師：指導主事 会場：教育研究所	1回 37人

## 川口市同和对策審議会委員名簿

任期＝令和3年8月25日～令和6年8月24日（順不同）

委嘱区分	委員名	備考
知識 経験者	植木 竜太	弁護士
	落合 和弘	人権擁護委員
	備藤 泰充	人権擁護委員
	平田 敦子	社会教育委員
	久保 啓子	公民館運営審議会委員（新郷公）
	矢島 健	保護司
	新井 絹江	民生委員・児童委員
	石川 庸子	市内学校長（新郷東小）
	久保田 誠司	川口商工会議所（経済団体）
	折原 直人	公募委員
民間団体の 代表者	石渡 翠	PTA連合会副会長
	矢作 雅美	人権教育推進協議会会長